

令和 8 年度 石川県危険物取扱者保安講習実施要領

実施機関	石 川 県
事務受託	石川県危険物安全協会

令和 8 年度の危険物取扱者保安講習（消防法第 13 条の 23 の規定による危険物の取扱作業の保安に関する講習）を次のとおり実施します（この講習は石川県から委託を受けて実施するものです）

- ・申請された時点で実施要領に記載したすべての内容に同意されたものとみなします
- ・申請方法は **電子申請** と **書面申請** があります
申請期間や手順が異なりますので実施要領や保安講習サイトで確認してください
- ・**書面申請** は受講希望日の申請期間内（講習月により異なる）に到着するように郵送または持参してください（申請期間前に到着した場合は郵便物が返送されるまたは申請期間終了まで開封されないことがありますので注意してください）
- ・定員に達した場合は申請期間内でも締め切ることがありますのでご了承ください

日程（対面講習）

講習日	区分 時間	会場	申請期間		
			電子申請	書面申請	
8 月 20 日 (木)	一般 13:00~16:00	県地場産業振興センター 大ホール 金沢市鞍月 2-1 (本館 1 階)	5 月 25 日 (月) 9:00 から	定員 100 6 月 22 日 (月) 9:00 から	定員 100
8 月 27 日 (木)	一般 13:00~16:00	小松市民センター 大ホール 小松市大島町丙 42-3	6 月 4 日 (木) 17:00 まで	100 6 月 25 日 (木) 17:00 まで 郵送は 6/22 到着分から 6/25 消印 まで	100
10 月 1 日 (木)	給油取扱所 13:00~16:00	県地場産業振興センター 大ホール		100	100
10 月 8 日 (木)	一般 13:00~16:00	七尾市矢田郷地区 コミュニティセンター 視聴覚室 七尾市本府中町ヲ 38 (サンライフプラザ 2 階)	7 月 6 日 (月) 9:00 から	45 8 月 3 日 (月) 9:00 から	45
10 月 14 日 (水)	一般 13:00~16:00	県地場産業振興センター 大ホール	7 月 16 日 (木) 17:00 まで	100 8 月 6 日 (木) 17:00 まで 郵送は 8/3 到着分から 8/6 消印 まで	100
10 月 20 日 (火)	一般 13:00~16:00	小松市民センター 大ホール		100	100

全危協オンライン講習の日程については 保安講習サイト内のリンクから確認してください

保安講習に関する情報は WEB で

最新の情報は保安講習サイトで公開しています
<https://ishikawa-kikenbutsu.org>

いしかわ保安講習サイト 🔍



問い合わせ先

920-8580 金沢市鞍月 1-1 石川県消防保安課内（県庁 6 階）

石川県危険物安全協会
☎ 076-267-3165

業務時間 月～木（祝日等を除く）9:00～12:00 / 13:00～17:00
 ※都合により電話に対応できないことがありますのでご了承ください

講習区分

講習区分	従事している主たる危険物施設の区分		
	給油取扱所	石油コンビナート特定事業所	一般（その他）の危険物施設
給油取扱所	◎	×	×
一般	○	◎	◎

主に従事している危険物施設の区分に該当する講習区分を選択してください（講習日や会場の都合により給油取扱所区分の講習を受講できない方は一般区分でも受講はできますがテキストは一般編です）

受講対象者

危険物取扱者免状の交付を受けている方で製造所等において危険物の取扱作業に従事している方が対象です

現在危険物取扱作業に従事していない方は受講義務はありませんが希望者は受講できます

（受講すべき期間）

令和8年度は前回令和5年度に受講した方が対象です

継続して危険物取扱作業に従事している者	前回の講習の受講日以後における最初の4月1日から 3年以内
新たに危険物取扱作業に従事する者 再び従事することとなった者	従事することとなった日から 1年以内 ただし過去2年以内に免状の交付または講習を受けた者については免状の交付日または講習の受講日以後における最初の4月1日から3年以内

受講対象者が危険物取扱者保安講習を受講しない場合消防法第13条の2第5項の規定により免状の返納が命ぜられることもありますので受講対象者は必ず受講してください

講習の科目及び時間

危険物関係法令に関する事項	1時間
危険物の火災予防に関する事項	2時間
（合計）	3時間

申請方法・納付方法

	電子申請	書面申請	
		個別申請	一括申請（5人以上）
申請方法	石川県電子申請システム 石川県 スマート申請	受講申請書 使用料（手数料）納入票	受講者データ 使用料（手数料）納入票 納入票は人数分
受講手数料 納付方法	電子決済 クレジットカード/ペイジー/PayPay （システムの都合上領収書は発行されません）	石川県証紙 納入票に貼付して申請書とともに提出 （一括申請は納入票に1人分ずつ貼付したものを人数分提出）	

申請方法によって申請期間・申請の流れ・申請に必要なものが異なりますので実施要領や保安講習サイトで確認してください

受講手数料

5,300円（非課税）

納付方法は申請方法によって異なります

納付された手数料は いかなる理由があっても返還できません

電子申請

電子申請とはインターネット上の申請フォームに入力して電子決済を行う申請方法です（申請にはメールアドレス（各個人毎）が必要です）

申請手順

個別申請

1 申請フォーム入力/申請

石川県電子申請システムにアクセス
申請フォームに情報を入力して申請

石川県電子申請システム

石川県スマート申請

<https://ttzk.graffer.jp/pref-ishikawa>

▼
県の担当者が申請内容を確認します

▼
システムから支払い依頼メールがとどきます
(申請日から5日以内に送信します)

石川県電子申請システムについて

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/eshinsei>

2 受講手数料の納付

内容を確認して
クレジットカード/ペイジー/PayPayで支払い
(支払い依頼メール発信日から5日以内にお支払いください)

電子申請システム・電子決済についての問合せ

石川県消防保安課（保安グループ）

電話 076-225-1481

▼
システムから決済完了通知メールがとどきます

▼
申請完了
(受講日の1ヶ月前にテキストを交付します)

申請に必要なもの

個別申請

① メールアドレス

各個人毎に必要です
システムからの自動配信メールが受信できるもの

② 危険物取扱者免状（表面）の画像

氏名、免状の交付年月日、交付番号、交付知事、
免状番号（写真の下12桁の数字）が判別できるもの

③ 危険物取扱者免状（裏面）の画像

（備考）欄の記載内容が判別できるもの
（記載がない場合でも必要です）
※修了証（受講証明書）ではありませんので混同しないよう
注意してください

電子申請の注意事項

- ・ 定員に達した場合は 申請期間内であっても締め切ることがあります
- ・ メールアドレスは各個人毎に必要です
インターネット接続 および システムからの自動配信メールの受信が必須です
(携帯電話会社のキャリアメールなどは 事前にメール受信設定を各自で行ってください)
- ・ 申請の際は 電子申請システム Graffer へのログインまたはメール認証が必要です
- ・ 免状が手元にない場合や 書換えを行っていない旧式免状の場合は 電子申請は利用できません
(免状の再交付または書換えを行って 書面申請を利用してください)
- ・ 期限内に お支払いが確認できない場合は 申請を取り下げ（キャンセル）とすることがあります
(受講する場合は 新たに申請してください)
- ・ お支払い後は 返金・申請の取り下げ（キャンセル）・受講日時の変更はできません

書面申請

書面申請とは 受講証明書を記入して提出（一括申請は受講者データ入力/送信）
受講手数料は 石川県証紙により納付する申請方法です

申請手順

個別申請

申請に必要なものを郵送または持参

下記の申請に必要なものを準備して
簡易書留で郵送または持参

書類に不備がある場合や
受講希望に添えないなどの場合には
電話で連絡します
(申請どおりに受付できる場合は連絡しません)

申請完了
(受講日の1ヶ月前にテキストを交付します)

事業所による一括申請 (5人以上)

1 受講者データ入力/送信

受講者データ(excelファイル)に受講者のデータを入力
電子メールに添付して送信

2 石川県証紙(受講手数料)を郵送

石川県証紙を納入票に1人分ずつ貼付
簡易書留(10人以上は一般書留)で郵送

書類に不備がある場合や
受講希望に添えないなどの場合には
ご担当者様へ連絡します
(申請どおりに受付できる場合は連絡しません)

申請完了
(受講日の1ヶ月前にテキストを一括交付します)

申請に必要なもの

個別申請

① 受講申請書

必要事項を記入して 免状(表面)、免状(裏面)の
コピーを貼付

・免状(表面)

氏名、免状の交付年月日、交付番号、交付知事、
免状番号(写真の下12桁の数字)が判別できるもの

・免状(裏面)

(備考)欄の記載内容が判別できるもの(記載がない
場合でも貼付が必要です)

※修了証(受講証明書)ではありませんので
混同しないよう注意してください

② 5,300円分の石川県証紙

使用料(手数料)納入票に貼付して納入欄に住所・
氏名を記入

事業所による一括申請 (5人以上)

① 受講者データ(Excel)

受講者の危険物取扱者免状を確認して入力/送信

※免状の画像は不要ですが免状の情報は漏れなく
入力してください

(免状が手元がない場合や書換えを行っていない
旧式免状の場合は一括申請は利用できません)

② 5,300円分の石川県証紙 × 人数分

使用料(手数料)納入票に1人分ずつ貼付して
納入欄に事業所住所・事業所名を記入したものを
人数分準備

書面申請の注意事項

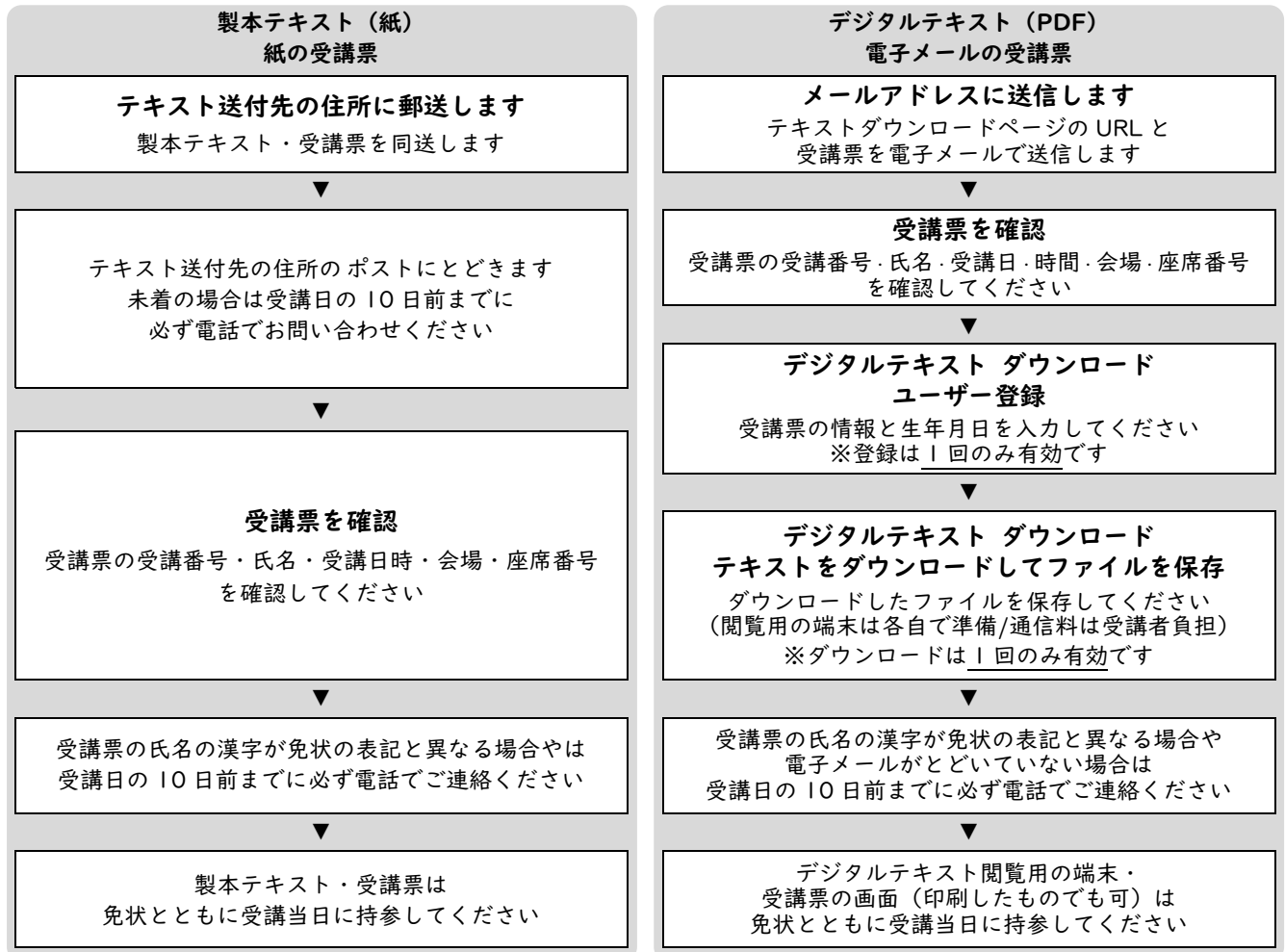
- ・定員に達した場合は 申請期間内であっても締め切ることがあります
- ・書面申請は 受講希望日の申請期間内(講習月により異なる)に到着するよう 郵送または持参してください
(申請期間前に到着した場合は 郵便物が返送される または 申請期間終了まで開封されないことがありますので注意してください)
- ・石川県証紙の額に過不足がある場合 受付できませんので注意してください
- ・郵便事故防止のため 簡易書留(10人以上は一般書留)で郵送してください
- ・提出後は 石川県証紙の返還・申請の取り下げ(キャンセル)・受講日時の変更はできません

事業所による一括申請について

- ・5人以上が同一月の講習を受講する場合に利用できます
- ・定員の都合上 会場ごとに同一事業所からの受講人数を制限することがあります
くわしくは 保安講習サイト内の【一括申請専用ページ】を確認してください

テキスト・受講票

テキスト・受講票は 申請時に選択した方法により交付します



テキスト・受講票の注意事項

- ・製本テキスト（紙）・受講票は受講日の 1 ヶ月前から受講日の 20 日前までの間に発送します
- ・デジタルテキスト（PDF）・受講票は受講日の 1 ヶ月前から受講日の 20 日前までの間に電子メールにより配信します
- ・テキスト・受講票が未着の場合は 受講日の 10 日前までに 必ず電話（076-267-3165）でお問い合わせください
- ・受講票がとどいたら 受講番号・氏名・受講日時（受講日・時間）・会場・座席番号を確認してください
- ・受講票の氏名の漢字が 免状の表記と異なる場合 受講日の 10 日前までに 必ず電話（076-267-3165）でご連絡ください
(氏名の漢字表記が異なる方には 受講当日に修了証を交付できません)

デジタルテキスト（PDF）・電子メールの受講票について

- ・デジタルテキスト・受講票の交付にはメールアドレス（個人毎）が必要です
- ・デジタルテキストを閲覧するためのパソコン・スマートフォンなどの端末は各自で準備してください
(閲覧用端末や製本テキストの貸出はありません)
- ・講習会場では 受講票の 受講番号・氏名・受講日・時間・会場・座席番号 が確認できる状態で画面（または印刷したもの）を提示してください
- ・講習会場では コンセントの使用（端末の充電）はできません
- ・会場によっては Wi-Fi を提供している場合がありますが 通信の安定性・安全性は保証しません
接続による不具合が発生した場合でも 県、会場施設管理者、石川県危険物安全協会は何ら責任を負いません

その他の注意事項

- ・遅刻・早退・講習中の長時間の離席などは欠席扱いとなり修了証は発行しません
再度受講する場合は新たに申請(受講料納付)が必要です。注意してください
- ・災害の発生のほか、県や会場施設管理者の方針などにより講習を中止または延期することがあります
中止や延期を決定した際は、すでに受講申請されている方に対し、可能な限り電話等で連絡(事業所による一括申請の場合は事業所の担当者に連絡)するほか、保安講習サイトにも掲示しますので確認してください
- ・受講日時は変更できませんが、特別な事情・理由が発生したときは、年度内に限り受講日の振り替えを行うことがありますので変更を申し出てください
(変更の申し出には事実を証明する書類の写しを提出する必要があります)

特別な事情・理由

- ① 本人の健康上の理由による入院や通院
- ② 裁判員・証人等として出頭のため
- ③ 災害、事故により本人や家族が被害を受け受講日には出席できない場合
- ④ 家族の葬儀と重なった場合

講習修了証明

- ・受講当日、受講修了後に修了証が交付されますので、免状とともに保持してください
- ・修了証は再交付できませんので、大切に保持してください
(修了証を紛失した場合は、県消防保安課(保安グループ)に連絡してください)
- ・危険物取扱者免状の写真書換え・再交付の申請の際は、免状と修了証を消防試験研究センターへ提出してください

個人情報の取り扱い

- ・石川県電子申請システムに入力または受講申請書に記入された個人情報は、法律で定められている場合を除き、石川県および石川県危険物安全協会により、石川県個人情報保護条例等に従い、以下の利用目的にのみ利用されます

利用目的

- ① 受講者の本人確認・本人への通知連絡等・危険物取扱者保安講習の事務手続き
- ② 危険物取扱者免状の作成(書換え/再交付等)のため(一財)消防試験研究センターへの提供

その他の問合せ先

- (電子申請システム・電子決済に関すること) 石川県消防保安課 保安グループ 電話 076-225-1481
- (修了証に関すること) 石川県消防保安課 保安グループ 電話 076-225-1481
- (危険物取扱者免状に関すること) (一財)消防試験研究センター石川県支部 電話 076-264-4884
- (オンライン講習に関すること) Gakken LX サポートセンター 電話 03-4330-4024

オンライン講習について

石川県では、全危協(一財)全国危険物安全協会によるオンライン講習を採用しています
くわしくは、保安講習サイト内のリンクから確認してください

保安講習に関する情報はWEBで

最新の情報は保安講習サイトで公開しています
<https://ishikawa-kikenbutsu.org>

いしかわ保安講習サイト 🔍



問い合わせ先

920-8580 金沢市鞍月 1-1 石川県消防保安課内(県庁6階)

石川県危険物安全協会
☎ 076-267-3165

業務時間 月～木(祝日等を除く) 9:00～12:00 / 13:00～17:00
※都合により電話に対応できないことがありますのでご了承ください